

陸別町地域防災計画
—地震防災計画編—

陸別町防災会議

■ 目 次 ■

陸別町地域防災計画 【 地震防災計画編 】

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節	計画の基本方針	1
第5節	陸別町の概況	2
第6節	陸別町周辺における地震の想定	3
第2章	災害予防計画	7
第1節	住民の心構え	7
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	10
第3節	地震に関する防災知識の普及・啓発	12
第4節	防災訓練計画	14
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	14
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	14
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	14
第8節	避難体制整備計画	14
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	14
第10節	火災予防計画	15
第11節	危険物等災害予防計画	16
第12節	建築物等災害予防計画	16
第13節	土砂災害の予防計画	18
第14節	液状化災害予防計画	18
第15節	積雪・寒冷対策計画	18
第16節	複合災害に関する計画	18
第17節	業務継続計画の策定	18
第3章	災害応急対策計画	19
第1節	応急活動体制	19
第2節	地震情報の伝達計画	20
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	29
第4節	災害広報・情報提供計画	29
第5節	避難対策計画	29
第6節	地震火災等対策計画	30
第7節	応急措置実施計画	31
第8節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	31
第9節	広域応援・受援計画	31
第10節	ヘリコプター等活用計画	31
第11節	救助救出計画	31
第12節	医療救護計画	31

第 13 節	防疫計画	32
第 14 節	災害警備計画	32
第 15 節	交通応急対策計画	32
第 16 節	輸送計画	32
第 17 節	食料供給計画	32
第 18 節	給水計画	32
第 19 節	衣料・生活必需物資供給計画	32
第 20 節	石油類燃料供給計画	32
第 21 節	生活関連施設対策計画	33
第 22 節	応急土木対策計画	34
第 23 節	被災建築物安全対策計画	35
第 24 節	被災宅地安全対策計画	37
第 25 節	住宅対策計画	37
第 26 節	障害物除去計画	37
第 27 節	文教対策計画	37
第 28 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	37
第 29 節	家庭動物等対策計画	37
第 30 節	応急飼料計画	38
第 31 節	廃棄物等処理計画	38
第 32 節	防災ボランティアとの連携計画	38
第 33 節	労務供給計画	38
第 34 節	災害救助法の適用と実施	38
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	39
第 1 節	災害復旧計画	39
第 2 節	被災者援護計画	39
第 5 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	40
第 1 節	推進計画の目的	40
第 2 節	災害対策本部等の設置等	40
第 3 節	地震発生時の応急対策等	41
第 4 節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	43
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	45
第 6 節	防災訓練計画	46
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	47
第 8 節	地域防災力の向上に関する計画	49
第 9 節	北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信	50

【地震防災計画編】

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び「北海道地域防災計画」に基づき、陸別町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「陸別町地域防災計画」の「地震防災計画編」として陸別町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「陸別町地域防災計画（本編）」によるものとする。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本編「第1章 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 陸別町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本編「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業所の基本的責務

本編「第1章 第6節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第5節 陸別町の概況

本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第6節 陸別町周辺における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、大きく分けて千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分類することができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

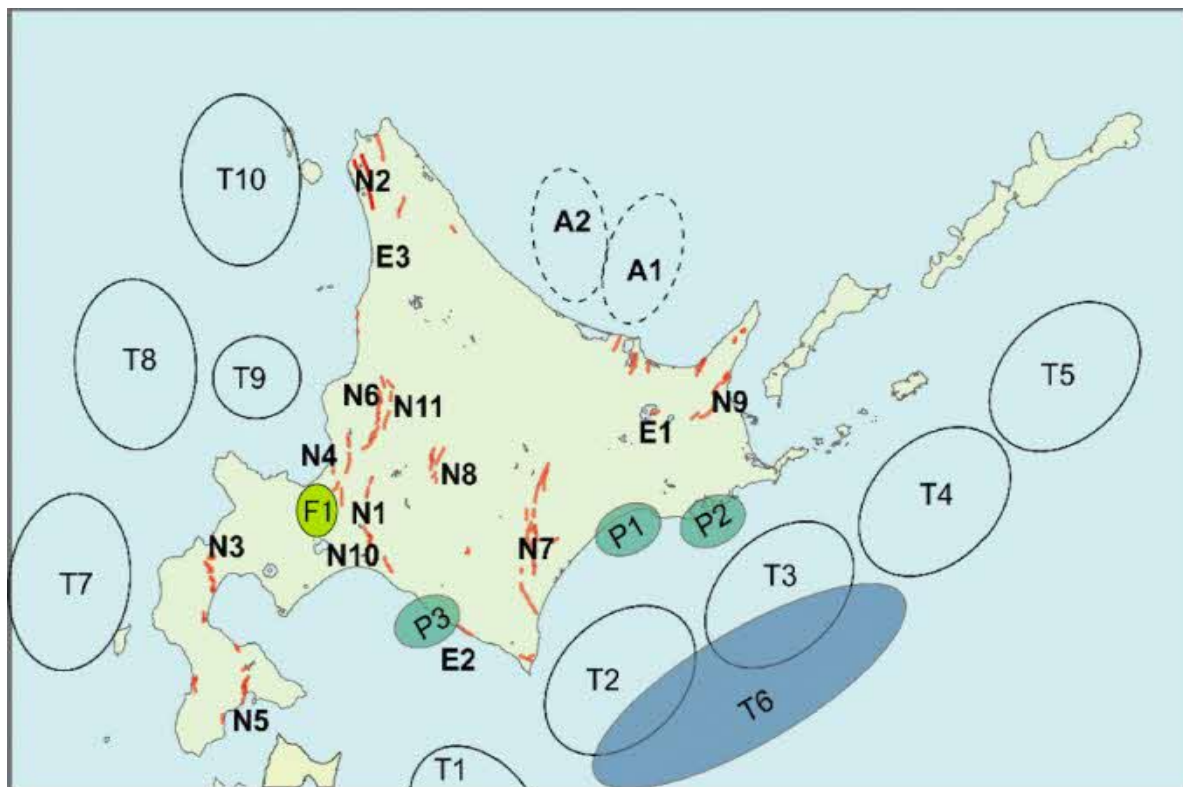
なお、太平洋側に関しては、平成16年に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められている。

内陸型地震として想定されるのは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

第2 地震の想定

道は、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり整理した。

北海道地方において想定される地震



資料：北海道地域防災計画【地震・津波防災計画編】（北海道防災会議）

北海道地方において想定される地震一覧

	地震	断層モデル*	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	---
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	---
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	---
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	---
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	---
	T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	---
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8	---
	T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8	---
	T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5	---
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	---
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5	---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2	---	
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2	---	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	---
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5	---	
E2	浦賀周辺	---	1982年	推定	7.1	---	
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5	---	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議
資料：北海道地域防災計画【地震・津波防災計画編】(北海道防災会議)

1 十勝平野断層帯の地震

「北海道地方において想定される地震一覧」のうち、道が平成 30 年 2 月に公表した「平成 28 年度地震被害想定調結果報告書」によると、本町において人的被害が最大となる地震は、内陸型地震である十勝平野断層帯主部の地震（モデル 45_5）となっている。

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。

主部は東隆起の逆断層と推定され、M（マグニチュード：以下同様）8 程度の地震が想定されている。

光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2 程度の地震が想定される。

30 年以内の地震発生確率は主部が最大 0.2%、光地園断層が最大 0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

この地震による被害の想定結果は、別表「十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震被害想定結果」のとおりである。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

道は、日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として①色丹島沖の地震、②根室沖・釧路沖の地震、③十勝沖・釧路沖の地震、④500 年間隔地震、⑤三陸沖北部の地震の 5 つを想定している。

いずれも M8 クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500 年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があるとしてされている。

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

地震名	規模
①色丹島沖の地震	Mw 8.3
②根室沖・釧路沖の地震	Mw 8.3
③十勝沖・釧路沖の地震	Mw 8.2
④500 年間隔地震	Mw 8.6
⑤三陸沖北部の地震	Mw 8.4（強震動は Mw 8.3）

（注）地震の規模は、震源断層の断層運動に基づくモーメントマグニチュード（Mw）

で示しており、地震波の振幅に基づくマグニチュード（M）とは同一ではない。

資料：北海道地域防災計画【地震・津波防災計画編】（北海道防災会議）から作成

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 5 つの地震については、中央防災会議の専門調査会における被害想定から震度 6 弱以上となるのは、③十勝沖・釧路沖の地震と②根室沖・釧路沖の地震で、③十勝沖・釧路沖の地震では、日高、十勝（総合）振興局管内で震度 6 強となる市町村があるほか、釧路、根室（総合）振興局管内の市町村を含む広い範囲で震度 6 弱が予測される。

揺れなど津波以外の要因で、人的被害（死者数）が生じるのは、③十勝沖・釧路沖の地震と②根室沖・釧路沖の地震のみであり、建物被害（全壊棟数）は、この 2 地震に加え、液状化等により⑤三陸沖北部の地震、①色丹島沖の地震で被害が想定されている。

別表「十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震被害想定結果」

被害想定項目		(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.0	6.0	6.0
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所
		崩壊危険度B(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所
		崩壊危険度C(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	3棟	2棟	3棟
		揺れによる半壊棟数	37棟	17棟	37棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	2棟	2棟	2棟
	計	全壊棟数	4棟	3棟	4棟
		半壊棟数	39棟	19棟	39棟
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	2人	1人未満	2人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	3人	1人	2人
	避難者数	避難所生活者数	149人	143人	149人
避難所外避難者数		80人	77人	80人	
避難者数計		230人	219人	230人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	26箇所	26箇所	26箇所
		断水世帯数(直後)	606世帯	606世帯	606世帯
		断水世帯数(1日後)	326世帯	326世帯	326世帯
		断水世帯数(2日後)	313世帯	313世帯	313世帯
	下水道の被害	被害延長(km)	0.9km	0.9km	0.9km
		機能支障世帯数	47世帯	47世帯	47世帯
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	31箇所	31箇所	31箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満

(注) 端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。
 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

住民は、平成30年北海道胆振東部地震等、北海道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ行動することが重要であるとともに、災害時には自ら行動することが重要である。

また、地震発生時に、家庭又は職場等において、命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じてあわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 外出時における措置

1 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

2 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第4 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなどまわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず

道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強い町構造の形成

- 1 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地などの確保対策や、消防活動困難区域の解消のため防火水槽や消火栓の整備を計画的に推進するなど、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を図る。
- 3 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物等の安全化

- 1 「陸別町耐震改修促進計画」において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能確保

- 1 上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の

備蓄等に努める。

- 2 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設等の整備等に努める。
- 3 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- 4 廃棄物処理施設について、震災時の災害廃棄物の受入体制を整備するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

震災後の復旧拠点の整備に努める。

第7 液状化対策等

公共施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うものとし、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

※資料編：「資料5-6 ヘリコプター離着陸可能地点」

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
 - イ インターネット、SNSの利用
 - ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
 - エ 映画、ビデオ等による普及
 - オ パンフレットの配布
 - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 3 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関

する研修機会の充実等に努める。

- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、高齢者学級、各団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

本編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか、地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

本編「第4章 第10節 消防計画」及び本編「第8章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、町及びとちぎ広域消防事務組合は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防の指導の徹底及び消防力整備について、次の計画により実施する。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、とちぎ広域消防事務組合が定める火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

火災予防について次の事項に重点を置いた消防計画を作成し、防火活動の万全を期する。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

本編「第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等を準用するほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び防災関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第12節 建築物等災害予防計画

本編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」を準用するほか、地震災害から建築物等を防御するため、町は、防災関係機関と連携の下、次の計画により予防対策を講ずる。

第1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

1 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる町役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

2 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路等、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、避難及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

第2 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

第3 既存建築物の耐震化の促進

- 1 現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、「陸別町耐震改修促進計画」に基づき、建築関係団体と連携した相談体制の充実等の環境整備を図る。
- 2 住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及・啓発を図る。
- 3 耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等技術者の育成に努めるものとする。
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし指示に従わない者に対しては、必

要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づき勧告、命令を行うものとし、「陸別町耐震改修促進計画」で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、積極的に耐震化を推進する。

第4 ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

- 1 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。
- 2 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- 3 ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- 4 ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

第5 被災建築物の安全対策

- 1 応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制整備に努める。
- 2 石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等に努める。
- 3 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）や基本法第62条及び第64条第2項に基づき、町内にある空家の災害拡大防止のため普及・啓発等に努める。

第13節 土砂災害の予防計画

本編「第4章 第15節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、道及び防災関係機関と連携の下、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断するとともに、次のとおり効果的な液状化対策を推進する。

第1 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策を検討する。

- 1 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第2 液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

本編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 複合災害に関する計画

本編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

本編「第4章 第18節 業務継続計画の策定」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図るものとする。

地震災害に対する応急活動体制については、本編「第3章 第1節 組織計画」を準用するが、震度を考慮した職員の配備基準と災害対策本部の設置基準は次のとおりである。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、第1非常配備体制をとる。

非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○震度5強以上：第3非常配備（全職員） ○震度5弱：第2非常配備（主任主査職以上の職員） ○震度4：第1非常配備（総務課長、同主幹、建設課長、産業振興課長、防災担当）
災害対策本部設置の基準	<p>次の基準のいずれかに該当し、本部長となる町長の判断により設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町で震度5強以上の地震が発生したとき。 ○本町で震度5弱以下の地震であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ○地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

第2節 地震情報の伝達計画

地震に関する情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する措置等は、この計画の定めるところによる。

第1 地震に関する情報の発表

1 緊急地震速報

- (1) 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達される。
- (2) 緊急地震速報（警報）は、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達される。
- (3) 日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。
- (4) 町は、伝達を受けた緊急地震速報を、防災行政無線等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表（日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表）
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

（注）表中の津波警報等とは、「大津波警報」・「津波警報」・「津波注意報」を示す。

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び札幌管区気象台・釧路地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、1つの現象に対して一度だけ発表・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

3 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を約190に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名	北海道道東
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名	十勝地方北部

緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域等



資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

第2 異常現象を発見した場合の通報

本編「第3章 第2節 第3 異常現象を発見した者の措置等」を準用する。

第3 地震に関する情報の収集・伝達

本編「第3章 第2節 第4 気象通報等の受理及び伝達」を準用する。

気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

防災対策の適切な実施を図るため、町は、防災関係機関と連携の下、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

なお、地震発生時における災害情報等の収集・伝達、通信の確保については、本編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」及び本編「第5章 第2節 災害通信計画」を準用するほか、次の事項に留意する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Jアラート）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

また、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

※資料編「資料3-2 災害用伝言ダイヤル「171」の解説」

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

※資料編：「資料1-6 災害情報等報告取扱要領」

第4節 災害広報・情報提供計画

本編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町及びとちろ広域消防事務組合は、本編「第4章 第10節 消防計画」及び本編「第8章 第4節 大規模な火災災害対策計画」を準用するほか、次により消火活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

第1 消防活動体制の整備

町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じて相互に応援協力を実施する。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じて、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられる。

さらに、消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておくものとする。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 応急措置実施計画

本編「第5章 第5節 応急措置実施計画」を準用する。

第8節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第9節 広域応援・受援計画

本編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第10節 ヘリコプター等活用計画

本編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第11節 救助救出計画

本編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第12節 医療救護計画

本編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第13節 防疫計画

本編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第14節 災害警備計画

本編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第15節 交通応急対策計画

本編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第16節 輸送計画

本編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第17節 食料供給計画

本編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第18節 給水計画

本編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第19節 衣料・生活必需物資供給計画

本編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第20節 石油類燃料供給計画

本編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第21節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずることとなる。

町及び防災関係機関は、これら各施設の応急復旧について、次のとおり対策を講ずる。

第1 上水道

1 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

町は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時は、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 通信

1 応急復旧

電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような

場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第5 放送

放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第22節 応急土木対策計画

本編「第5章 第22節 応急土木対策計画」を準用する。

第 23 節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、この計画の定めるところによる。

第 1 応急危険度判定の実施

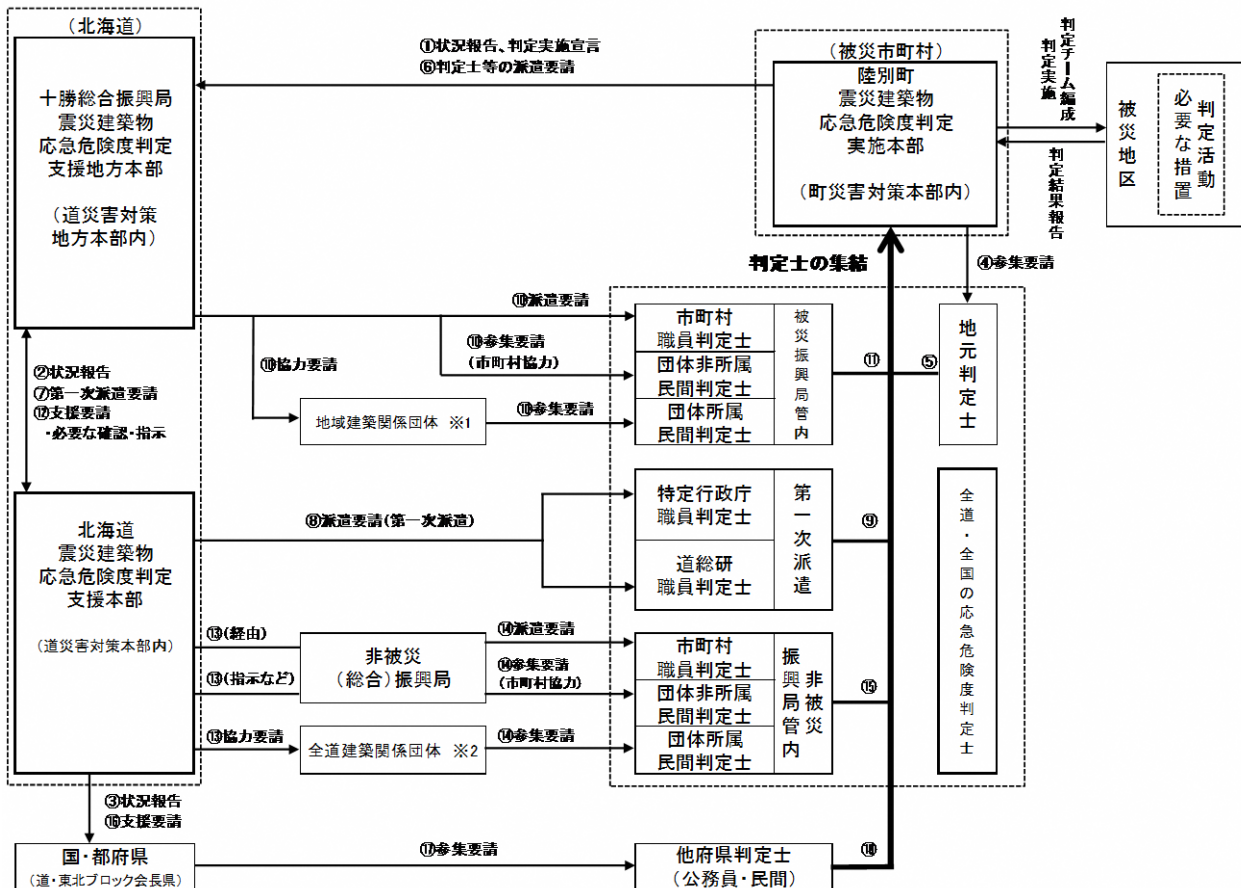
町及び道は相互に連携の下、次のとおり、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

判定活動の体制



※ 1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※ 2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画【地震・津波防災計画編】（北海道防災会議）を一部加工

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

2 実施主体及び実施方法

(1) 陸別町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施

し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

- (4) 廃棄物処理業者
関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

本編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 住宅対策計画

本編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 文教対策計画

本編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本編「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第29節 家庭動物等対策計画

本編「第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第30節 応急飼料計画

本編「第5章 第29節 応急飼料計画」を準用する。

第31節 廃棄物等処理計画

本編「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第32節 防災ボランティアとの連携計画

本編「第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第33節 労務供給計画

本編「第5章 第32節 労務供給計画」を準用する。

第34節 災害救助法の適用と実施

本編「第5章 第33節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

本編「第9章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本編「第9章 第2節 被災者援護計画」を準用するほか、地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及促進に努める。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第3条に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された陸別町における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下、本節以降において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、基本法及び陸別町災害対策本部条例（昭和38年陸別町条例第5号）の定めによるものとし、その組織計画については、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」、本編「第3章 第1節 第4 非常配備体制」及び本編「第3章 第1節 第5 職員の動員計画」を準用する。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、参集基準に基づき、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、地震防災計画編「第3章 第2節 地震情報の伝達計画」を準用する。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達及びこれらの状況に対してとられた措置に関する情報については、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用することとする。特に、避難指示等の住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、サイレン・広報車等のほか、防災行政無線、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集・伝達については、本編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」及び本編「第5章 第2節 災害通信計画」を準用する。

(2) 避難のための指示

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

イ 避難指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、サイレン及び広報車など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ このほか、地震発生時の避難指示等の伝達方法等については、本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、道の指示の下、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとし、二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。

5 救助・救急・消火・医療活動

(1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、町、道をはじめ防災関係機関等が全力をあげて対応するのはもとより、住民、事業所等に

においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

- (2) 消防機関、本別警察署等をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施する。
- (3) 町、道、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施する。
- (4) 消防機関は、必要に応じ、他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能をあげて消防活動を実施する。
- (5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、地震防災計画編「第3章 第6節 地震火災等対策計画」、本編「第5章 第9節 救助救出計画」及び本編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足を道に供給の要請を行う。

このほか、物資調達については、本編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、本編「第5章 第15節 食料供給計画」、本編「第5章 第16節 給水計画」及び本編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

7 輸送活動

輸送活動については、本編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、本編「第5章 第11節 防疫計画」、本編「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」及び本編「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努める。

また、住民、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、道及び関係機関等に供給の要請を行う。

2 人員の配備

町は、人員の配置状況を確認し、道に報告する。

第3 他機関に対する応援要請

1 他の市町村への応援要請

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については、本編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については、本編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震の事例も確認されている（以下、先に発生した地震を「先発地震」といい、これ以降に引き続いて発生する大規模地震（概ねMw8クラス以上）を「後発地震」という。）。

先発地震発生後、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国は、後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の情報（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）を発信し、住民に対して後発地震への注意を促す。

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、活動体制等

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合、次の事項に留意の上、伝達が確実にされるよう措置する。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、本編「第3章 第2節 第4 気象通報等の受理及び伝達」を準用する。

情報伝達に当たって留意すべき事項

- ①勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じて、適切な手段で伝達すること。
- ②防災行政無線や緊急速報メール等の活用、自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うこと。
- ③住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと。
- ④状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努めること。
- ⑤外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めること。

2 町の活動体制等

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合、第1非常配備（注意体制）をとる。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の発信前に発生した地震に関し、既に第2非常配備（警戒体制）若しくは第3非常配備（非常体制）の配備、又は災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

配備、運営方法その他の事項については、本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知

町は、住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について周知する。この場合における体制及び周知方法については、本編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼び掛ける。

町においては、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置

- ①家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ②避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ③施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- ④個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 町は、施設等の整備の推進について、道が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施する。
- (2) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行う。
- (3) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート
- (6) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 公的医療機関、社会福祉施設、公立小学校・中学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (10) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な備蓄倉庫、救助用資機材、自家発電設備その他の施設又は設備
- (11) 負傷者を一時的に受入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

- (1) 町は、「陸別町耐震改修促進計画」において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、陸別町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の耐震化の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

3 長周期地震動への対応等

- (1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図る。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、地震防災計画編「第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」及び地震防災計画編「第2章 第12節 建築物等災害予防計画」を準用する。

第6節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民との協調体制の強化、自主防災組織等の育成指導の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練の実施については、本編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災計画編「第2章 第1節 住民の心構え」及び地震防災計画編「第2章 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発」を準用するほか、町は、防災関係機関、行政区、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 職員等に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の実施に当たっては、防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ課部局ごとに行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- 1 地震に関する一般的な知識
- 2 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 今後海溝型地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 地震に関する一般的な知識
- 2 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 町の区域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 町の区域における避難地及び避難路に関する知識
- 9 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 11 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

第3 児童生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行う。

- 1 過去の地震及び津波災害の実態
- 2 地震や津波の発生のしくみと危険性
- 3 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- 4 地域における地震防災の取組等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道及び関係機関と協力し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道及び町が実施する研修に参加するよう努める。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努める。

第6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、地震防災計画編「第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 このほか、自主防災組織の育成等については、本編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 推進地域の区域となる本町全域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施する。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

第1 情報の発信条件

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

第2 情報発信の流れ

気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

なお、先発地震による震度が大きい場合や予想される津波が高い場合は、先発地震についての情報発表や気象庁記者会見が先に実施される。

第3 情報の解説及び防災対応の呼び掛け内容

合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。

なお、防災対応の呼び掛け内容は、先発地震の被害状況等により変わること留意する。

第4 先発地震発生後1週間が経過した際の呼び掛け内容

先発地震発生後1週間が経過した際には、防災担当大臣等から特に後発地震に注意する期間が終わった旨の呼び掛けが行われる。

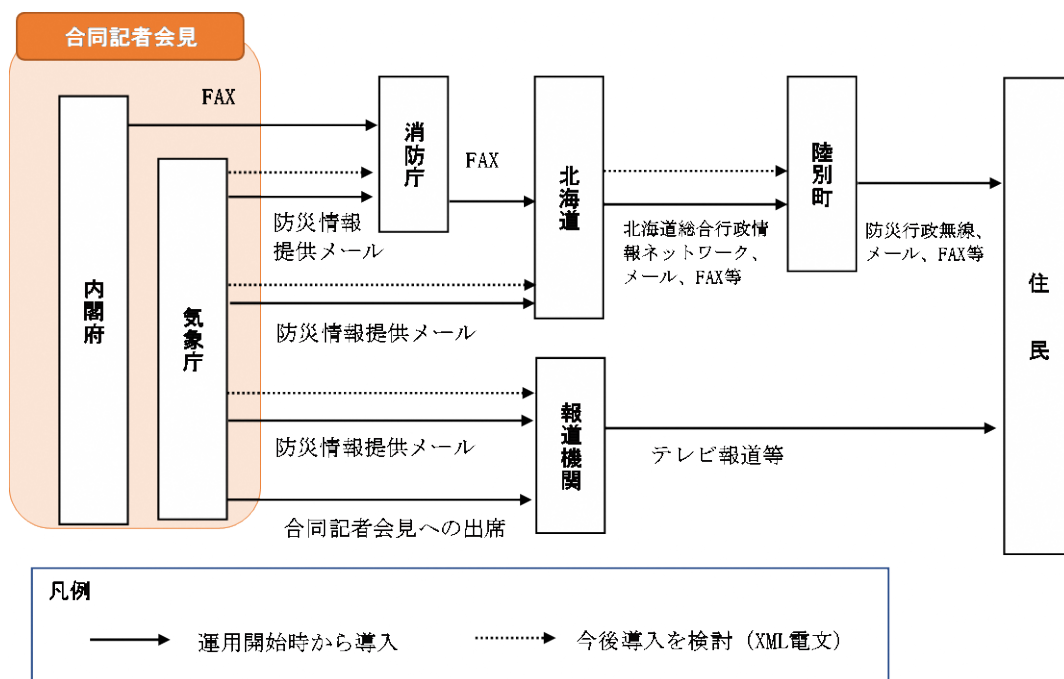
なお、先発地震の発生から1週間が経過した後も、後発地震の発生可能性は低下しているものの、大規模地震の発生の可能性がなくなったわけではないことから、引き続き平時からの備えを徹底するよう促す。

第5 情報の伝達系統

北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達系統は次のとおりである。

なお、先発地震発生後1週間が経過した際に行う「防災対応を呼びかける期間の終了後の呼び掛け」については、防災情報提供システムからのメールではなく、消防庁経由でのメール・FAX送信となる。

北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達系統



(注) XML電文による配信は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の周知や報道機関・自治体の受入体制が整った後の導入を検討

第6 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に関する留意事項

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、一度地震が発生した場合に、その地震の影響を受けて、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、この地震の発生可能性などについては、下記の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとる必要がある。

- 1 この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
- 2 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- 3 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- 4 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- 5 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
- 6 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいMw 8クラスの地震等にも備える必要がある。
- 7 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- 8 既に発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

陸別町地域防災計画追録加除整理一覧表

追録を加除整理されたときは、必ずその追録号数の内容現在及び加除整理年月日をこの表に記入のこと。

追録号数	内容現在（修正年）	加除整理年月日	修正内容
第 1 号	平成 7 年	平成 7 年 9 月 2 6 日	策定
第 2 号	平成 2 0 年	平成 2 0 年 8 月 1 日	一部修正
第 3 号	平成 2 2 年	平成 2 2 年 3 月 2 9 日	全面改定
第 4 号	平成 2 3 年	平成 2 3 年 8 月 2 9 日	一部修正
第 5 号	平成 2 8 年	平成 2 8 年 7 月 2 6 日	一部修正
第 6 号	令和 5 年	令和 5 年 3 月 7 日	全面改定
第 7 号			
第 8 号			
第 9 号			
第 1 0 号			
第 1 1 号			
第 1 2 号			

陸別町地域防災計画

— 地震防災計画編 —

令和5年3月

陸別町防災会議

事務局 陸別町総務課